

○防衛省令第11号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行に伴い、防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する省令を次のように定める。

平成二十年十一月二十八日

防衛大臣 浜田 靖一

防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則を廃止する省令

防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成十九年内閣府令第六号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（

平成二十年十二月一日）から施行する。

（防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

第一条中「防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成十九年内閣府令第六号）及び」を削る。

第五条中「防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び」を削る。

（防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う

書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

第一条中「防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成十九年内閣府令第六号）及び」を削る。

第三条中「防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第十条（民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十一条の規定に基づくものを含む。以下同じ。）及び」を削る。

第四条第一項、第五条及び第六条中「防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第十條及び」を削る。

（経過措置）

第四条 前二条の規定による改正前の防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に関する規定及び防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び防衛大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する省令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に関する規定は、整備法第九十五条の規定によりなお従前の例により特例民法法人（整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人をいう。）の業務の監督が行われる間は、なおその効力を有する。